

条件付き一般競争入札

横須賀市公告契約第 0272 号

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 30 日

横須賀市長 上地 克明

1 入札対象案件

入札方式	条件付き一般競争入札
案件番号	5072000160
案件名	横須賀港新港地区新規ふ頭整備事業費用対効果分析業務
履行場所	横須賀市内及び横須賀港港湾区域ほか
履行期間	契約の日から令和 7 年 12 月 12 日
案件概要	新規ふ頭整備事業費用対効果分析業務
主たる営業種目	営業種目：港湾及び空港／細目：指定なし
予定価格（税抜き）	9,130,000 円
最低制限価格	・入札参加者が 5 者（予算超過札と無効札を除く）以上の場合、平均額型最低制限価格方式で最低制限価格を算定する。 ・最低制限価格算出に採用する 入札書の割合は、入札金額の低い方から 60 % (少数点以下がある場合は切り上げ) とし、最低制限価格はその 入札書 の平均額 (1 円未満四捨五入) に 80.00 % を乗じた額 (100 円未満切り捨て) とする。 ・積算内訳書の添付を求めた案件において、積算内訳書の金額が入札金額と異なるときは、最低制限価格の算出にあたっては、入札金額を使用する。
入札保証金	—
入札方法等	「参加申請書」及び「入札書」の送付は、かながわ電子入札共同システムを使用して行うこと。
発注担当部／担当課	港湾部／港湾整備課

2 案件スケジュール

公告日	令和 7 年 6 月 30 日
質問書締切日時	令和 7 年 7 月 9 日 17 時まで
参加申請書受付期間	令和 7 年 7 月 10 日 16 時まで

参加資格決定日（確認通知書 発行日時）	令和 7 年 7 月 11 日 15 時 50 分
入札書送付期間	令和 7 年 7 月 11 日 16 時から令和 7 年 7 月 15 日 12 時まで
開札日時／場所	令和 7 年 7 月 16 日 10 時 53 分 入札室

3 入札参加条件

(1) 入札参加条件 1

共通参加条件	【共通条件】 (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当しないこと。 (2) 入札、契約に関する法令及び契約規則（平成 19 年横須賀市規則第 22 号）に違反していないこと。 (3) 横須賀市競争入札参加有資格者名簿（コンサル）に入札参加有資格者として登録され、かつ、入札参加条件 2 に記載する所在区分に該当する業者であること。 (4) 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。 (5) 入札参加条件 2 に記載する営業種目・細目に登録があること。ただし、複数の営業種目・細目が記載されている場合は、いずれかに登録があること。 (6) 本業務を履行するに当たって、必要となる資格及び能力を有すること。 (7) 入札金額は予定価格以下、かつ、予定価格に対して 10% に相当する額を超える金額とすること。10% に相当する額以下の入札金額で入札した場合は、桁間違いの錯誤とみなす。 (8) 入札参加有資格者が入札までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、入札に参加できない。 (9) 協同組合等は、経済産業省経済産業局長等が交付する官公需適格組合証明書があること。ただし、協同組合等は、当該組合員と同一案件の入札に参加できない。協同組合等が入札に参加する場合は、官公需適格組合証明書及び最新の組合員名簿の写しを入札参加申請書提出期限までにファクス（FAX046-828-3839）で送信すること。送信しない場合は、入札に参加できない。 (10) 入札参加条件に違反した入札は無効とする。
入札参加における固有条件	【固有条件】 <u>(1) 平成 27 年 4 月 1 日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が、発注した港湾整備事業における費用対効果分析業務の契約を、元請けとして締結し完了した実績を有すること。この実績を証明するた</u>

	め、当該契約書及び仕様書の写し（当該履行内容を記載した箇所）を入札参加申請書提出期間内にファクスで送信すること（FAX046-828-3839）。送信しない場合は入札に参加できない。なお、協同組合等については、当該組合員による実績も可能とする。
参加申請時に必要な添付ファイル	—
入札書送付時に必要な添付ファイル	—
その他提出書類	—

(2) 入札参加条件 2

①参加資格 1 ※以下の条件を満たすこと。

所在区分	市内、準市内、市外
------	-----------

②参加資格 2 ※以下の条件を満たすこと。

営業種目 1 / 細目 1	営業種目：港湾及び空港／細目：指定なし
営業種目 2 / 細目 2	—
営業種目 3 / 細目 3	—
資格	—

4 質問書送付

注意事項	質問は、横須賀市ホームページに掲載する質問回答マニュアルを参照すること。 質問回答マニュアル（横須賀市ホームページ） 市政情報 ＞ 契約・検査 ＞ 入札・契約制度
質問・回答一覧	横須賀市電子入札の広場に掲載する。

5 注意事項

案件固有事項	本案件は、電子契約対象案件です。 電子契約を希望する落札者は、開札後、翌開庁日までに、「電子契約申込書」に必要事項を記入のうえ、契約課メールアドレス（y-keiyaku@city.yokosuka.kanagawa.jp）へ提出してください。また、併せて契約課へ電話連絡（046-822-9791）をお願いいたします。 ※内訳書がある案件については、申込を受けたのち、内訳書の提出についてご案内させていただきます。 「電子契約申込書」の書式等、電子契約についての詳細は横須賀市
--------	--

	のホームページを参照してください。
その他	(1) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。 (2) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 (3) 落札となるべき価格の入札をした事業者が2者以上あるときは、本市がホームページ上で公表したくじ方式により原則として開札日当日に落札候補者を選定する。 (4) 入札案件に対するすべての質問並びに回答（質問者が容易に推定できる質問又は仕様書等に明確に記載してある事項に関する質問などは公開しない場合がある。）は、質問の期限後速やかに横須賀市電子入札の広場を利用して公開するので、確認後に入札書を送付してください。 (5) 本公告、法令及び横須賀市の契約関係条例等に定めがあるもののほか、入札契約等に関する取扱いは、横須賀市のホームページ内に掲示している「入札心得」に従って行うので、入札参加にあたっては「入札心得」を確認すること。 (6) 本入札は、平均額型最低制限価格方式により最低制限価格を算定する。（詳細については、上記「最低制限価格」欄を参照すること。）
入札の心得	横須賀市ホームページに掲載する。 市政情報 > 契約・検査 > 入札・契約制度

6 仕様書

仕様書	横須賀市電子入札の広場に掲載する。
-----	-------------------